

議案第23号

久喜市子ども医療費支給に関する条例の一部を改正する条例

久喜市子ども医療費支給に関する条例(平成22年久喜市条例第127号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

- (5) 医療機関等 健康保険法(大正11年法律第70号)第63条第3項各号に規定する病院若しくは診療所又は薬局並びに同法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者並びに柔道整復師法(昭和45年法律第19号)第2条第1項に規定する柔道整復師及びあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)第1条に規定するあん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゅう師免許を受けた者をいう。

第3条第2号中「に規定する」を「第6条の3第8項に規定する」に、「里親」を「同法第6条の4に規定する里親」に改め、同条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設又はその他の法令による措置により施設等に入所し、当該法令に基づき、対象子どもに係る国民健康保険法による世帯主若しくは医療保険各法(国民健康保険法を除く。)による被保険者その他これに準ずる者が負担すべき額の全額を国又は地方公共団体に負担される状態となるとき。

第5条第2項中「市長の指定する医療機関等(以下「指定医療機関等」という。)」を「直接払(市長が医療機関等に対し、保護者に代わって一部負担金を支払うことをいう。)ができる埼玉県内の医療機関等(以下「県内医療機関等」という。)」に、「保護者に」を「当該保護者に」に、「当該指定医療機関等」を「当該県内医療機関等」に改め、同条第4項中「指定医療機関等」を「県内医療機関等」に改める。

第6条第2項に次のただし書を加える。

ただし、対象子どもと生計を同じくする保護者が複数いる場合で、当該保護者同士が生計が同一でないときは、当該同居している保護者を主たる生計維持者とみなして受給資格者として認定するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条第2項及び第4項の改正規定は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第5条第2項及び第4項の規定は、令和4年10月1日以後の医療に係る子ども医療費の支給について適用し、同日前の医療に係る子ども医療費の支給については、なお従前の例による。

令和4年1月25日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

市内の医療機関等において行っていた窓口払いの一部廃止について、埼玉県内の医療機関等へ拡大すること等に伴い、所要の改正を行いたいので、この案を提出するものであります。